

中小企業の事業再生等に関するガイドラインに定める「第三者支援専門家」
候補者リストへの登録に関するご案内

中小企業活性化全国本部（以下「全国本部」といいます。）を置く当機構は、令和４年３月４日に公表されました「事業再生等に関するガイドライン」（中小企業の事業再生等に関する研究会（事務局：一般社団法人全国銀行協会）。以下「ガイドライン」といいます。）における「第三者支援専門家」候補者リストを公表し、随時、「第三者支援専門家」リストの更新を行っております。

ガイドラインの「第三者支援専門家」の認定要件に該当し、リストへの掲載を希望される方は、機構（全国本部）宛に登録申請書を送付ください。なお、全国本部にて金融支援の区分に従った認定要件を充足しているか否かを確認のうえリストへの掲載の可否を判断いたします。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. ガイドライン | 下記 URL にて公開（全国銀行協会ウェブサイト）
https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/sme-guideline/ |
| 2. 認定要件 | 別記のとおり |
| 3. 登録申請書式 | 別紙のとおり |

以上

お問い合わせ・申請先

独立行政法人中小企業基盤整備機構

中小企業活性化全国本部事務局（事業再生支援課）長尾、高平

〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル

e-mail smegl@smrj.go.jp

Tel. 03-5470-1477

1. 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに係る「第三者支援専門家」の認定要件

金融支援の区分	認定要件 (「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」Q&Aより)
債務減免等 及び 債務返済猶予	①平成28年4月以降に中小企業活性化協議会（旧称「中小企業再生支援協議会」。以下同じ。）において債務減免等（金融債務の減免その他債務の資本化等（D E Sを含む。）。以下同じ。）の案件における調査報告書の作成経験が2件以上あり、全国本部が確認した者 又は ②以下のいずれかの経験の合計が3件以上あり、全国本部が確認した者（※1） ア 本手続に基づく第三者支援専門家補佐人（全国本部が作成したリストから選任された第三者支援専門家によって選任された者に限る）の経験（ただし再生型私的整理手続の債務減免等の案件に限る） イ 中小企業活性化協議会の再生支援において、全国本部又は実務家協会が作成したリストに掲載された第三者支援専門家の候補者が協議会外部専門家（※2）として個別支援チームに参画している場合に、協議会外部専門家補佐人として調査報告書を作成した経験（ただし金融支援の内容として債権放棄等の要請を含む案件に限る）
債務返済猶予	①平成28年4月以降に、常勤として中小企業活性化協議会において統括責任者／統括責任者補佐経験が2年以上あり、全国本部が確認した者（※3） 又は ②平成28年4月以降に、常勤として全国本部の事業再生プロジェクトマネージャー経験が2年以上あり、全国本部が確認した者（※3） 又は ③以下のいずれかの経験の合計が3件以上あり、全国本部が確認した者（※1） ア 本手続に基づく第三者支援専門家補佐人（全国本部が作成したリストから選任された第三者支援専門家によって選任された者に限る）の経験（ただし再生型私的整理手続の案件に限る） イ 中小企業活性化協議会の再生支援において、全国本部又は実務家協会が作成したリストに掲載された第三者支援専門家の候補者が協議会外部専門家として個別支援チームに参画している場合に、協議会外部専門家補佐人として、調査報告書を作成した経験（ただし、プレ再生計画案件を除く）

※1 認定要件である「調査報告書の作成経験」は、弁護士においては再生計画案にかかる調査報告書の作成経験を意味し、公認会計士等においてはデューデリジェンスの検証にかかる調査報告書の作成経験を意味しています。なお、ご自身のお名前の記載・捺印のある調査報告書に限ります。

※2 中小企業活性化協議会実施基本要領において「外部専門家」として定められている者。ガイドラインにおける「外部専門家」と区別するため、このQ&Aにおいては「協議会外部専門家」と記載します。また、中小企業活性化協議会実施基本要領別冊2において

「外部専門家補佐人」として定められている者は、同様に「協議会外部専門家補佐人」と記載します。

※3 既に中小企業活性化協議会或いは全国本部での常勤勤務が終了しており、第三者支援専門家としての対応が可能な者。

2. 申請方法

登録申請書に必要事項を記入のうえ、メールにて次の送付先へ送付ください。

登録申請書の送付先

e-mail : smegl@smrj.go.jp

独立行政法人中小企業基盤整備機構

中小企業活性化全国本部事務局（事業再生支援課）長尾、高平

〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル

3. 公表内容

- (1) 必須 ①氏名、②所在地都道府県
- (2) 任意 ③勤務先又は事務所名（自宅の場合を含む）、④電話番号、⑤事務所住所、⑥メールアドレス、⑦勤務先又は事務所ホームページ URL

4. 登録可否の通知

中小企業活性化全国本部にて申請書の内容を認定要件に照らして、登録可否を通知します。

5. 全国本部への報告

ガイドライン Q&A の Q43 に基づき、第三者支援専門家になろうとする者は、第三者支援専門家に就任した際や案件終了時に所定の様式による報告をお願いしております。

報告様式については候補者リスト掲載時にメールでお送りするほか、機構 HP にもアップロードしております。

<https://www.smrj.go.jp/supporter/revitalization/smegl/index.html>

6. 公表機関

候補者リストの公表は、当機構及び一般社団法人事業再生実務家協会が行います。双方の認定要件に該当する場合、どちらか又はどちらにも掲載を希望できます。

以上